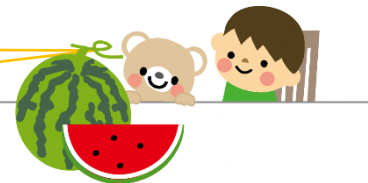


消費者被害情報



身に覚えがないのにあなた宛てに届いた商品
“送り付け商法” かもしれません…



特定商取引法が改正され、

令和3年7月6日以降、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能になりました。

(家族や知人からの贈り物の場合もあるので、念のため確認を!)

- ※ 改正前は注文や契約をしていないにも関わらず、金銭を得ようとして一方的に送付された商品について、消費者はその商品の送付があってから起算して14日が経過するまでは、その商品を処分することはできませんでした。

一方的な送り付け行為への対応 3 箇条

その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにも関わらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

その2：事業者から金銭を要求されても支払い不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。

その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐに相談窓口にご相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払い義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。対応に困ったら、相談窓口にご相談しましょう。



相談窓口

津山市社会福祉協議会

地域包括支援センター

津山市消費生活センター

消費者ホットライン(土日・祝も可)

TEL：23-1004

TEL：32-2057

TEL：188(局番なし)